

### 3

## 条例全体の骨格図

[p. 4、①]に基づき、前文3段落目の修正を考えています。

当初の条例案の全体像をご紹介します。

このパブリックコメントでは、修正の方向性 (p. 4) と、条例に盛り込む項目の案をまとめた「第5章 子どもの権利侵害からの救済」(p. 7～)について、ご意見を募集します。

当初の条例案について、詳しくは参考資料③ (p. 13～)をご覧ください。

#### 前文

#### 第1章 総則

・目的 ・定義 ・責務

#### 第2章 子どもの権利の普及

・広報及び普及 ・子どもの権利の日 ・学習等への支援

#### 第3章 子どもにとって大切な権利

・子どもにとって大切な権利 ・安心して生きる権利  
・自分らしく生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・参加する権利

#### 第4章 生活の場における権利の保障

##### 第1節 家庭における権利の保障

・保護者の役割 ・虐待及び体罰の禁止等

##### 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

・施設関係者の役割 ・開かれた施設づくり ・いじめの防止 ・虐待及び体罰の禁止等  
・関係機関等との連携と研修 ・事情等を聴く機会の設定

##### 第3節 地域における権利の保障

・地域における市民及び事業者の役割 ・地域における子どもの居場所  
・地域における自然環境の保全 ・安全で安心な地域

##### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

・子どもの参加等の促進 ・市の施設に関する子どもの意見  
・審議会等への子どもの参加 ・子どもの視点に立った情報発信等

##### 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

・お互いの違いを認め尊重する社会の形成

##### 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

・保護者への支援 ・育ち学ぶ施設の職員への支援 ・市民の地域での活動の支援

[p. 4、②]に基づき、第12条「保護者の役割」の修正を考えています。

#### 第5章 子どもの権利の侵害からの救済

##### 第5章に定める項目の案 (p. 7～)

1. 救済委員の設置及び職務
2. 救済委員の責務等
3. 救済委員の定数、任期等
4. 相談及び救済の申立て
5. 調査及び調整
6. 調査の対象外
7. 勧告等の実施
8. 是正等の要請
9. 報告及び公表
10. 活動状況の報告
11. 調査員及び相談員
12. 委任

#### 第6章 施策の推進

・施策の推進 ・推進計画

#### 第7章 子どもの権利の保障の検証

・権利委員会の設置等 ・答申等及び市の措置

#### 第8章 雑則

・委任